

農業用の資産と税金について

令和5年 12月
高知市役所資産税課

農業用の資産であるビニールハウスや田植機，トラクタ，管理機，乾燥機，保冷库などは，税務署へ所得税（法人税）の申告をする際に，必要経費として計上されていると思います。この農業用の資産は，種類によって固定資産税や軽自動車税の課税対象になるものがあります。

固定資産税

固定資産税の課税対象には，「土地」「家屋」「償却資産」の3つがあります。

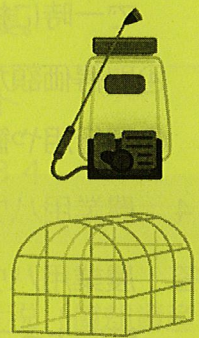
「償却資産」とは，「土地・家屋以外の事業用の資産で，自動車税・軽自動車税のかかるものを除いたもの」となります。

農業を例にすると，土地・家屋以外の農業用の資産で，ビニールハウスや管理機，糶摺機，噴霧器などが挙げられます。

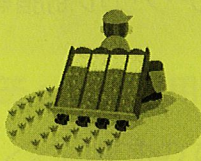
ビニールハウスへの課税は，過去に「農業ハウス課税」について新聞報道もされたので，ご記憶にある方もいらっしゃるかもしれません。

償却資産には土地や家屋のように登記制度がありません。そのため，償却資産の所有者には，地方税法により申告の義務が課せられており，その申告をもとに課税される仕組みとなっています。

1月1日現在，高知市内に償却資産を所有されている方は，1月末までに申告が必要です。



軽自動車税



軽自動車税の課税対象には，大きく分けて「軽自動車」と「小型特殊自動車」があり，軽トラックは「軽自動車」，乗用型の農耕トラクタやコンバイン・田植機などは農耕作業用の「小型特殊自動車」に分類されます。



高知市
い1234

軽自動車税は車両を所有していることに対して課税されるものですので，公道走行の有無に関わらず，ナンバープレートが付いていない車両を所有されている方は申告が必要となります。

また，小型特殊自動車を買換え，廃車する場合も申告が必要です。

高知市内に対象資産をお持ちの方は，申告をお願いします。

高知市役所 資産税課 償却資産係 823-9424
市民税課 第三市民税係（軽自動車税） 823-9423

償却資産に関するよくある質問



Q&A



問1：税務署に確定申告をしていますが、それとは別に市にも申告が必要ですか。

⇒答：税務署への申告は所得税など国税に関するものです。固定資産税の償却資産は市町村税ですので、別途高知市に申告が必要です。

問2：高知市以外にも資産を持っていますが、まとめて申告すればいいですか。

⇒答：毎年1月1日現在に償却資産が所在する市町村で課税が発生しますので、資産が所在する市町村ごとに申告が必要です。

問3：固定資産税の申告の対象とならない資産はどのようなものですか。

⇒答：以下のものは申告の対象となりません。

- ①自動車税・軽自動車税の対象、②水利権、ソフトウェア等の無形減価償却資産
- ③耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産のうち、税務署への確定申告で一時に損金算入しているもの
- ④取得価額が20万円未満の資産のうち、確定申告で3年間で一括償却しているもの
- ⑤興行用や観賞用ではない生物や果樹など

問4：農業用ハウスは、種類により課税が異なりますか。

⇒答：農業用ハウスについては、固定資産税の課税対象となりますが、まず、建て方や材質等によって「償却資産(※)」の対象か「家屋」の対象か別れます。

「償却資産」として課税	「家屋」として課税
屋根や周壁がビニルフィルムの場合 (事業用)	屋根および周壁がガラスやアクリル樹脂等の恒久的な資材である場合
	※イメージ

※「償却資産」として課税する農業用ハウスの中でも、 建て方や素材等により耐用年数が異なります。		骨格部分の素材		
		金属造	木造	その他
資産の種類	構 築 物 (基礎がしっかりしたもの)	14年	5年	8年
	機械及び装置 (ボイラー等と一式で計上した場合)	7年		
	器具及び備品 (上記以外の簡易なもの)	10年	5年	

問5：農耕作業用の車両は申告の対象になりますか。

⇒答：農耕作業用の大型特殊自動車償却資産の申告対象となります（下の表のとおり）。

	農耕作業用自動車（乗用装置があるもの）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路運送車両法による大型特殊自動車は固定資産税の対象ですが、高知県では農耕作業用自動車最高時速 35 km 以上のものはほとんどないようです。 ・小型特殊自動車でも幅 1.7m を超えるアタッチメントをつけて公道走行する場合などは、道路交通法により大型特殊自動車免許が必要です。 ・乗用装置のない(歩行型)トラクタや田植機は、固定資産税(償却資産)の対象です。 	
要件	最高速度が時速 35km 以上のもの	最高速度が時速 35km 未満のもの
区分	大型特殊自動車	小型特殊自動車
税・ 手続	固定資産税（償却資産）	軽自動車税
	運輸支局への登録の有無に関わらず固定資産税の対象。資産税課に申告要。	公道走行の有無に関わらず軽自動車税の対象。市民税課に申告必要。
備考	ナンバー登録をしている場合は (分類番号) 9, 90~99, 900~999	<ul style="list-style-type: none"> ・緑色のナンバープレート ・(例) 高知市 い 1 2 3 4

問6：耐用年数を経過し、減価償却の終わった資産も申告が必要ですか。

⇒答：国税（法人税，所得税）の場合は1円まで償却できますが、固定資産税（償却資産）は取得価額の5%が評価額(※)の最低限度額として残ります。

※ 評価額は資産の取得年，取得価格，耐用年数(減価率)により毎年算出

問7：耐用年数が分からない場合はどうすればいいですか。

⇒答：「法定耐用年数」が財務省令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）で定められていますので、法令検索サイト <https://elaws.e-gov.go.jp> などでご確認ください。

問8：共有の資産はどのように申告したらよいですか。

⇒答：償却資産を共有している場合は、共有者全員の連名で申告してください。

問9：レンタルやリースしている資産は誰が申告するのですか。

⇒答：レンタルやリースしている資産については、貸主（リース会社等）が申告します。

問10：固定資産税（償却資産）がかからない場合があるようですが、どのような場合ですか。

⇒答：市内に所有する償却資産の「課税標準額(※)」の合計が150万円未満の場合は課税されません。その場合でも申告は必要です。※課税標準額は評価額や特例率等により算出

確定申告の必要経費と償却資産の関係

償却資産の申告において、**確定申告の必要経費(A)**に算入された資産をそのまま申告された例がありました。そこで、**固定資産税の償却資産(B)**との関係や留意点について説明します。
(○：償却資産の対象， ×：償却資産の対象外， △：場合により償却資産の対象)

確定申告の必要経費(A)	固定資産税の償却資産(B)	
「減価償却費の計算」部分	対象	説明
鉄骨ハウス	○	いわゆる「ビニールハウス」は償却資産の対象。 (ガラスやアクリル素材は家屋課税の可能性もあります。)
パイプハウス	○	
APハウス	○	
鉄骨農舎	△	・すでに家屋課税されているものは、対象外。
作業場	△	・家屋か償却資産か課税区分の確認のため、現地確認必要。
農業倉庫	△	・予冷庫は、大型冷蔵庫のようなものは償却資産で、建物と一体、もしくは基礎があるものは、家屋課税対象。
予冷庫	△	
トラック	×	自動車税の対象
軽トラック	×	軽自動車税の対象
(農作業用大型特殊自動車)	○	・前ページ問5を参照のこと。
トラクタ(乗用型)	×	・時速35キロ未満の乗用型のトラクタや田植機などは農耕作業用の「小型特殊自動車」で、軽自動車税の対象。
トラクタ(非乗用型)	○	
田植機(乗用型)	×	・非乗用型(手押し式)の田植機等は償却資産の対象。
田植機(非乗用型)	○	※申告する場合は、「非乗用型」や「手押し式」等、乗用タイプではないことが分かるように記入してください。
管理機	○	
フレールモア	×	単独では機能しないアタッチメント類は、本体の乗用トラクタ等が軽自動車税の対象であるため対象外。
ディスクロータリー	×	
生姜ハーベスタ	△	手押し式等、単独で機能するものは対象、トラクタのアタッチメントは対象外。
肥料散布機	△	
動噴、乾燥機、糞摺機	○	償却資産の対象
コンクリート畦畔	○	償却資産の対象
擁壁	△	事業用建物等の擁壁は対象、居宅の擁壁は対象外。

(補足)

確定申告の必要経費の減価償却資産も、固定資産税の償却資産も、明細には取得年月と取得価額、耐用年数等の情報しかなく、所在地を記載するようにはなっていません。

そのため、「農舎」「倉庫」「予冷庫」等を申告する場合は、種類別明細書の「資産の名称等」欄に所在地もご記入ください。また、家屋課税の有無(重複課税の防止)や該当課税区分(家屋・償却資産)が不明な場合は、電話等による確認をさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。